

ID: 1794

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	推進法人の指定の取消し		
法令名 根拠条項	都市緑地法 第85条第1項		
法令番号	昭和48年法律第72号		
【根拠条文】 (指定の取消し等) 第85条 市町村長は、推進法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。 2 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。 都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和7年4月1日改正)参照			
備考			
設定年月日	平成30年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日